

## 春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前																				
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法第42条第1項第5号の規定による<u>道路又は道</u>の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査</td><td><u>道路又は道</u>の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料</td><td>1件につき50,000円</td></tr> </tbody> </table>			手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	建築基準法第42条第1項第5号の規定による <u>道路又は道</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	<u>道路又は道</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	1件につき50,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法第42条第1項第5号の規定による<u>道路</u>の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査</td><td><u>道路</u>の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料</td><td>1件につき50,000円</td></tr> </tbody> </table>			手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	建築基準法第42条第1項第5号の規定による <u>道路</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	<u>道路</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	1件につき50,000円						
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																					
建築基準法第42条第1項第5号の規定による <u>道路又は道</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	<u>道路又は道</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	1件につき50,000円																					
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																					
建築基準法第42条第1項第5号の規定による <u>道路</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	<u>道路</u> の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	1件につき50,000円																					
別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料			別表第4（第2条関係） 公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公簿及び図面の写し</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>建築計画概要書の写し 建築計画概要書の写し 定期調査報告概要書の写し 定期検査報告概要書の写し 建築基準法令による処分等の概要書の写し 全体計画概要書の写し <u>道路位置指定図面の写し</u></td><td>1件につき400円</td></tr> </tbody> </table>			手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	公簿及び図面の写し	(略)	(略)		建築計画概要書の写し 建築計画概要書の写し 定期調査報告概要書の写し 定期検査報告概要書の写し 建築基準法令による処分等の概要書の写し 全体計画概要書の写し <u>道路位置指定図面の写し</u>	1件につき400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公簿及び図面の写し</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>建築計画概要書の写し 建築計画概要書の写し 定期調査報告概要書の写し 定期検査報告概要書の写し 建築基準法令による処分等の概要書の写し 全体計画概要書の写し <u>道路位置指定図面の写し</u></td><td>1件につき400円</td></tr> </tbody> </table>			手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	公簿及び図面の写し	(略)	(略)		建築計画概要書の写し 建築計画概要書の写し 定期調査報告概要書の写し 定期検査報告概要書の写し 建築基準法令による処分等の概要書の写し 全体計画概要書の写し <u>道路位置指定図面の写し</u>	1件につき400円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																					
公簿及び図面の写し	(略)	(略)																					
	建築計画概要書の写し 建築計画概要書の写し 定期調査報告概要書の写し 定期検査報告概要書の写し 建築基準法令による処分等の概要書の写し 全体計画概要書の写し <u>道路位置指定図面の写し</u>	1件につき400円																					
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																					
公簿及び図面の写し	(略)	(略)																					
	建築計画概要書の写し 建築計画概要書の写し 定期調査報告概要書の写し 定期検査報告概要書の写し 建築基準法令による処分等の概要書の写し 全体計画概要書の写し <u>道路位置指定図面の写し</u>	1件につき400円																					

指定道路調  
書の写し

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。